

介護保険料の改定について

1 趣旨

本年 10 月の消費税率引上げに合わせ、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、所得段階が第 1 段階から第 3 段階の介護保険料について、改定をする。

2 内容

保険料率に規定する対象所得段階及び軽減幅について、次のとおり改める。

保険料率 所得段階	保険料			
	本則 (基準額に乗ず る調整率) (※1)	平成30年度	平成31(2019)年度	2020年度(※2)
	軽減後の保険料の額			
軽減後の基準額に乗ずる調整率(軽減幅)				
第1段階	28,320円 (0.454)	25,200円(▲3,120円)	20,520円(▲7,800円)	20,520円(▲7,800円)
		0.404(▲0.05)	0.329(▲0.125)	0.329(▲0.125)
第2段階	34,800円 (0.558)	34,800円	27,000円(▲7,800円)	27,000円(▲7,800円)
		0.558(-)	0.433(▲0.125)	0.433(▲0.125)
第3段階	42,000円 (0.673)	42,000円	40,440円(▲1,560円)	40,440円(▲1,560円)
		0.673(-)	0.648(▲0.025)	0.648(▲0.025)
第4段階	50,400円 (0.808)	50,400円	50,400円	50,400円
		0.808(-)	0.808(-)	0.808(-)
第5段階	62,400円 (1.000) (基準額)	62,400円	62,400円	62,400円
		1.000(-)	1.000(-)	1.000(-)
第6～15段階	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

(※1) 調整率については、保険料の額を定めた後に形式的に割合を表示しているため、基準額に乗じても保険料の額に端数が生じる。

(※2) 2019年度の軽減幅の上限は、消費税率の引上げが2019年10月であることから、完全実施時の半分の水準で形式的に施行令に上限が定められている。このことから、一旦は、その施行令の上限で2019年度及び2020年度の軽減後の保険料を条例で定め、2020年度の完全実施時においては、2019年度に改めて改正が予定されている施行令に基づき、再度、2019年度に標記条例の改正を行う予定である。

3 施行日 平成31年4月1日